

「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界への国内実施計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和 7 年 4 月 28 日

環境省環境保健部化学物質安全課

1. 意見募集の概要

「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界への国内実施計画（案）」（以下「GFC 国内実施計画（案）」とする）について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

○募集期間

令和 7 年 2 月 18 日（火）から令和 7 年 3 月 21 日（金）

○意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のフォーム、郵送

2. 意見募集の結果

提出意見数 363 通、645 件

（１） GFC 国内実施計画（案）に関する御意見 289 件

内訳： 第 1 章から 3 章の冒頭部分 18 件

実施主体の役割に係る御意見 13 件

戦略的目的 A 54 件

戦略的目的 B 150 件

戦略的目的 C 25 件

戦略的目的 D 6 件

戦略的目的 E 6 件

全体的な御意見 17 件

（２） その他、化学物質管理全般への御意見 356 件

3. いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方

頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方は、別紙のとおりです。

（以上）

「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界への国内実施計画（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

（１） GFC 国内実施計画（案）に係る御意見*

*「御意見の概要」に記載された内容は、いただいた御意見から抜粋したもので、該当ページ数と行数は意見募集に付した際のものです。一方、「御意見に対する考え方」の該当ページは、GFC 国内実施計画に対応しています。

1. 第１章から３章の冒頭部分

カテゴリ	御意見の概要	御意見に対する考え方	意見数
第１章はじめに	P3. 57 行 最上位の法律である環境基本計画に準ずる GFC 関係省庁連絡会議による国内実施計画策定には、GHS を基本とし、誰にでも有害な物を規制する実効性を持つものとして欲しい。	GHS に関しては、ターゲット B6 に基づいて取組を進めてまいります。	1
第２章 我が国の化学物質管理体系と GFC	P7. 158 行 化学物質管理のための主な法令に、化学物質に一番脆弱な立場である化学物質過敏症患者に関係する法律が全くないのは人権保護の観点からもあり得ないと思います。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
循環型社会形成推進基本計画	p. 9 227 行 ○循環型社会形成推進基本計画の化学物質の適正管理の基本は、制限と抑制、削減を併用しなければならないと思います。	循環型社会形成推進基本計画については、今回の意見募集の対象外となっています。	1
みどりの食料システム戦略	p. 9 251 行 2050 年までに農業使用量 50%低減とありますが、有害性の高い物を少量使用することでこの条件がクリアされる事が無いようにしていただきたいですし、微量であっても後から有害性が見つかる成分も多いのが現状です。（例. ネオニコチノイド）次世代以降の人々のためにも使用しない方法を模索していただきたいと思います。	みどりの食料システム戦略については、今回の意見募集の対象外となっています。	1

GFCのビジョン	p11.288 行 絵にかいた餅ではなく、人権問題という観点からも是非とも実施し、理想に近づけて頂きたいです。	「人権」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
記述に関する提案・指摘	p11.292 行 戦略的目的Dの説明がベネフィットやバリューチェーン等の言葉が多く意味が理解しづらい。国民に広く意見を求めるのであれば日本語で説明してもらいたい。	ご指摘を踏まえ、可能な限り、用語の差し替えを行いました。	1
アプローチ・透明性	303 行 透明性については、企業機密という名の隠蔽する権利が優先される現状を打破し、国民の知る権利を優先し、安全な成分を購入するための全成分開示と、GHS 絵表示の表示義務を課す必要があると覆います。市民への啓発の前に、しっかりとした基礎知識を個々人に手渡す事が必須条件だと思います。内閣府のつなぐ窓口のように、問い合わせ可能な窓口や、ケミココで 5000 物質だけでなくもっと多数の化学物質情報を提供できるシステムを設置する必要があると思います。 環境情報や司法への効果的なアクセスは人権と環境への意識付けの基本だと思います。それを促す事も国の役割ではないでしょうか？	「透明性」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	303 行「透明性」 消費者向け製品の成分に使用される化学物質、特に香料はブラックボックスである。さらにそれに添加される化学物質も不明である。全成分の表示義務化をし、消費者が自ら判断し安全性の確認ができるようにすべきである。またメーカーなどによる特許を理由とした情報隠蔽をやめさせるべきである。	「透明性」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。	1
アプローチ・人権	12 ページ 309 行「人権」 化学物質による人権侵害が起こっている。それは日用品、特に洗濯洗剤、洗浄補助剤、柔軟剤、消臭剤、芳香剤（以下香り付きパーソナルケア製品）に含まれる化学物質により体調を崩す化学物質過敏症の患者である。患者がその化学物質の暴露を逃れようとしても、近隣住人が香り付きパーソナルケア製品を使用すると窓を閉じていても化学物質が入ってくるため防ぎようがない。また公共の場、職場、学校、医療機関、介護施設、公共交通機関などで、他人が使用する香り付きパーソナルケア製品の化学物質により息苦しさ、喉の痛み、頭痛、倦怠感、ブレインフォグ、平衡感覚の喪失、吐き気、呼吸困難、意識朦朧など多様な体調悪	「人権」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。	1

	化が起こる。そのため、欠勤を余儀なくされたり、職を失うことも多い。販売される食料品、生活雑貨品、衣類、処方薬に除去が困難な香り付きパーソナルケア製品の化学物質の残留物が付着しているのが日常で、化学物質過敏症の患者は手軽に買い物ができない。住居や設備の修繕に職人に依頼しても、職人が使う香り付きパーソナルケア製品の化学物質の揮発、マイクロカプセルなどの残留物が住居に残り、除去が困難なため修繕を諦めるケースが多い。また、住居も除去できない香り付きパーソナルケア製品の化学物質の残留物があるため、住める家を見つけるのは困難である。香り付きパーソナルケア製品の化学物質の残留物の実態を調査し、規制を求める。		
	309 行 人権について書かれていることを必ず実現してください。	「人権」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。	1
アプローチ・脆弱な状況にある集団	12 ページ 311 行 化学物質の暴露による体調悪化が起こる化学物質過敏症患者、喘息患者、自閉症の人も配慮すべきである。	「脆弱な状況にある集団」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。	1
	311 行 脆弱な状況にある集団に化学物質過敏症という具体名を加えて下さい。障害者の中に含まれるのかも知れませんが、化学物質問題について一番生活や心身に悪影響を感じている人たちをぜひとも加えて下さい。		1
	脆弱な状況にある人々として列挙されている集団は、日本国内に当てはめた再考が好ましいものとする。例えば、自然災害の被災者に触れる等。 理由:列挙されている集団は、GFC テキストからの引用であるが、「国内」実施計画であることから、原文の和訳に留めず、日本において配慮が必要な集団を記載することが好ましい。実施計画の具体的な目標設定や KPI 設定の説得力が高まると考える。	GFC の国内実施を進める中で、日本国内において配慮が必要な「脆弱な状況にある集団」についても議論を進めていきたいと思います。	1
アプローチ・ジェンダー平等	316 行 冒頭に「女性、男性を含めたすべての人は平等である」といった記載を追記してはどうか。 理由:GFC テキストからの引用であるため修正は難しいと認識はしていますが、ジェンダー平等とは本来、女性、男性と区別することのない平等	仰るとおり GFC テキストからの引用であり、原案のとおりとさせていただきます。	1

	性を示すため。		
アプローチ・未然防止アプローチ	12 ページ 320 行「未然防止アプローチ」 化学物質過敏症、喘息など環境が原因の疾患を予防するために優先すべきである。	「未然防止アプローチ」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。	1
	324-326 行 「有害化学物質へのばく露防止とその代替は、世代間、社会的及び環境的正義に貢献する。安全で持続可能な化学物質の開発と使用は、化学物質と廃棄物の適正管理の優先事項である。」これを実行するには予防原則を取り入れる事が必要最低条件です。 ここに書かれている事を確実に実行し、予防原則を基本にする考え方を国民に広く周知し、商品開発の際には必ず第三者機関での安全性の確認を行い、国が基準を示す事が必要と思います。		1
アプローチ・公正な移行	12 ページ、327 行 化学物質過敏症にかかった労働者は化学物質の暴露による体調悪化で欠勤をしたりや仕事を失ったりする。さらに勤務先で配慮がされず人権が蔑ろにされることも多い。	「公正な移行」を含め GFC に掲げられている「原則とアプローチ」に則って国内実施を進めてまいります。	1
	327-330 行 こちらも予防原則を基本として実行していただきたい		1

2. 実施主体の役割に係る御意見

カテゴリ	御意見の概要	御意見に対する考え方	意見数
① 国が果たすべき役割	国が正確で理解しやすい形で化学物質に対する情報の発信が不可欠です。現状、8 ページの法体系図のように複数の化学物質法規が分散、重複してしまっており、理解、遵守が困難です。世界で見ると、EU の REACH 規則および CLP 規則が最も先進的であることから、「REACH 規則および CLP 規則を参考とし、重複している法体系を整理統合し、確実な化学物質管理の履行を推進する」旨追記するべきです。	7 ページ以降に記載の各化学物質関係法令はそれぞれの目的に応じて定められているものです。各法令に基づき必要な対応を進めてまいります。	1
	法制度の整備や普及・啓発、教育、対話等の機会の充実、課題への対応等を通じて、とあるが、法になるまでが長すぎる為、『懸念事項』として挙げられた地点で調査研究を国が推進する仕組みを構築して欲しい。	P29 戦略的目的 C に基づき懸念課題の対応を進めていくこととしており、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます	1

	化学物質の実質被害に遭う人は、偶然に（または受動的に）その原因物質と出会い、何らかの体調不良を引き起こされることが多く、法として成り立つまでに救われない日々を過ごすことが多すぎる。 国には、被害者側の『立証』を待ってからの立法化以前に、被害の『懸念』が起こった段階で製造や販売に『安全立証』を課す制度を持って欲しい。	す。	
	国が化学物質汚染をこれ以上広げないようにしっかりと指導し、企業の自主規制に任せるのではなく、国が第三者機関を運営し、客観的なデータと、組成化学物質の個々の有害性だけでなく、製品としての（複合化学物質による）有害性を検証する機関を設置する必要があります。	P13 L341-343 において、「政府は、GFC や本国内実施計画が目指す化学物質の適正な管理について、法制度の整備や普及・啓発、教育、対話等の機会の充実、課題への対応等」を行っていくこととしており、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
② 地方公共団体に期待される役割	地方自治体が提供する施設はたくさんある。しかし「合理的配慮」ひとつ取っても、国の指針が徹底されていないと思われます。 例えば、化学物質過敏症を持っている人にとっては、「公共施設」は「危険な場所」となっています。化学物質が無尽蔵に浮遊している空間には、近寄ることができないのです。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
③ 国民に期待される役割	一部のインターネットや SNS 上では、無理解または意図的に、化学物質に対する誤った情報を発信するユーザーがいます。これらは無用な不安をまねき、人類に対して不利益をもたらす原因となります。情報を発信する側となる場合の、責任ある行動をとる旨の文章を追記すべきです。	P13 L352-353 に「国民は、表示等の情報媒体により、各主体からの化学物質のリスクに関する正確な情報へのアクセスと理解に努め」と記載しており、当該「正確な情報へのアクセスと理解」が御懸念の点への対応にもつながるものと理解しています。	2
④ NPO・NGO に期待される役割	一部のインターネットや SNS 上では、化学物質に対して過剰に反応する意見が蔓延しています。これは NPO や NGO が、化学物質に対して過剰に不安をあおるような主張を展開しているためです。このことから、「化学物質に関する客観的でわかりやすい情報提供やアドバイス等」を「化学物質に関する正しく客観的でわかりやすい情報提供やアドバイス等」と修正すべきです	ご指摘を踏まえ、該当箇所（P13 L358-359）を、「化学物質に関する客観的かつ正確な情報のわかりやすい提供やアドバイス等」と修正しました。	1
⑤ 大学等の学術・研究機関に期待される役割	PFAS の基準値を決める際の論文選出問題や農薬安全性評価委員会のように、利益相反のある関係者や研究機関が関係したり、利害関係のある有識者によって論文の取捨選択が行われる事が無いよう条件を整える	P13 L364 には⑤大学等の学術・研究機関に期待する役割を明記しており、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます	1

	必要があると思います。既に 20 年以上前から東京農工大の高田秀重教授も東海大（千葉大）の坂部貢教授も内分泌かく乱物質やマイクロプラスチック等の化学物質汚染について警鐘を鳴らし続けていると思います。その方々の論文や学会発表を尊重しない環境省はどのような基準を決めておられたのでしょうか？	ます。	
⑥ 労働者に期待される役割	⑥記載の「作業現場での健康影響及び事故防止」は、事業者の責務として⑦で触れることが好ましいと考える。	ご指摘を踏まえ、P14 L379-380 の記載を「自主的な化学物質の評価・管理、情報提供、地域住民との対話、労働災害の防止に関する措置等に取り組むことが期待される。」と修正しました。	2
⑦ 事業者期待される役割	「化学物質や製品の危険・有害性情報や、安全に使用するために必要な情報」に「有用性情報」を加えていただきたい。 理由：化学物質を有害と扱うだけでなく、有用性にも積極的に触れていただきたいため。	有用性については重要な観点であるものの、ここでは GFC のビジョン・目的を実施するための各主体の役割を記載しているものであることから、原案のとおりとさせていただきます。	1

3. 戦略的目的への御意見

カテゴリ		御意見の概要	御意見に対する考え方	意見数
ターゲット A1	化学物質審査規制法/労働安全衛生法	国内規則についてグローバルの枠組みとは異なった方向性が見受けられるが、今回の GFC についても都合の良い解釈で現行国内規則を正当化しているが、結果的に国内産業の弱体化を招いているものとする。 特に化審法/安衛法についてはグローバルの枠組みとは明らかに違った方向性である。 化審法については、輸入通関時に官報公示整理番号を税関申告するという「悪手」を公然と産業界に強いていることは大問題である。欧州 REACH 規則のように年間輸入数量に応じて少量の化学物質については除外措置を定めるべきである。 安衛法については「事業者自身による自律的な化学物質管理」をうたいながら実態としてはわかりにくい法令/通達等のオンパレードであり大きな混乱を引き起こしており、国内事業者ですら理解が追いついていない/海外事業者には完全に理解不能な内容となっていることから、グローバルな原材料を使	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

		用する産業界の実態に合っていない。早急に規則の建付けを改善すべきであり産業界からも意見を挙げているが、厚生労働省／化学物質管理に係る専門家検討会のいずれからも何の返信もないことは国民／産業界を無視した現状を表している。 【補足情報】 ・化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）は「グローバル枠組み」と言いながら結果としては各国の都合の良いものになっており、例えば国連勧告 GHS がそうであるようにグローバルな枠組みを各国規則に落とし込む中で国や地域による差異が発生することが常である。 ・今回の GFC 国内実施計画（案）は環境省が現行国内規則を正当化するものでしかなく実質的な内容についてはほとんど無いものとする。 ・国内規則への本件の反映についてもっと産業界の意見を取り入れ、グローバルサプライチェーンに適合することを考慮すべきである。		
		日本に輸入される化学製品の情報管理を目的に、日本でも REACH 規則や韓国化評法のような「唯一の代理人」制度を導入した方が、GFC の目的にかなうと思われる。国外の製造者または輸出者が情報保護のため情報を提供しない場合、輸入者は化審法による事前申告・登録などが行えないだけでなく、毒劇法や安衛法に基づく申告や情報提供義務が遵守できなくなる。海外の事業者が輸入者へ情報開示を躊躇う背景にあるのが、輸入者が情報を秘匿したい相手の 100% 子会社であったり、資本関係のある商社であるためである。これを解決するために、化審法などで、国外から日本へ輸入される化学物質または製品を製造・生産しようとする者（国外製造・生産者）は、法令で定めた条件を備えた者（唯一の代理人、OR）を選任し、化学物質または製品を輸入しようとする者の代わりに、情報管理を代行させることが望ましいと考える。こうすることで、中小輸入業者の負担を軽減できるだけでなく、GFC で重要な化学物質の危険有害性情報などの質と量が担保できると考えます。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	家庭用品規制法	「家庭用品への適切な使用状況を確認する必要がある物質のスクリーニングを行うため、有害性やばく露ポテンシャルを踏まえたスクリーニング手順である「検討対象物質選定スキーム」	検討対象物質選定スキームにおいては、スクリーニングの手順として、化学物質の有害性を確認した上で、優先順位を付け、ばく露ポテンシ	3

		ム」を策定し、検討を進めている」について、「有害性やばく露ポテンシャル」ではなく「有害性とばく露ポテンシャルの両方を考慮したリスクベースのスクリーニング手順」に差し替えてはどうか。 理由：家庭用品への適切な使用状況を確認する目的を達成するためには有害性とばく露の両方を考慮したリスクベースで物質を選定することが科学的に妥当であるため。	ヤルを確認し、物質選定等を進めているものであることから、原案の記載のとおりとさせていただきます。	
	家庭用品品質表示法	574 行目から 575 行目を以下のように変更する。 引き続き、家庭用品に含有する化学物質の安全性やリスクについての判断材料を消費者へ適切に提供できるよう、必要家庭用品品質表示法に基づく表示の適正化を図るとともに、消費者の要望にも傾聴しつつ、必要に応じた表示の見直しを図っていく。 意見の理由： 近年、洗濯用の合成洗剤や柔軟仕上げ剤が含有する香料等による揮発成分の影響で体調を悪くする人が増えており、中には「化学物質過敏症」を発症する人もいる。 それにもかかわらず、現行の法運用では、1%未満の含有成分は表示義務がないとされているため、香料の表示がないことから、香料は含有しないものと誤認して購入する消費者もいる。そのため、香りの害（香害）に苦しむ人が他人に協力を求めるときに困難を生じている。 このように現今、家庭用品の消費者の中から具体的に化学物質による被害が起こっているものであり、消費者への適切な判断材料の提供や、消費者の切実な要望に充分配慮した表示義務設定がなされなければ、「化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界」は到底実現し得ないものとする。	家庭用品品質表示法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されています。有害化学物質に関する情報を消費者に提供するという取組は、購入に際し品質を識別しやすくするという家庭用品品質表示法の趣旨・目的とは異なるものと考えています。	1
		家庭用品品質表示法を修正し、洗剤・柔軟剤・香り付きパーソナルケア製品に含まれる全成分表示義務付け及び、マイクロカプセル及び同機能も持つすべての添加物を商品の全面へ表示義務化するべき	家庭用品品質表示法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されています。全成分表示に関する情報を消費者に提供するという取組は、購入に際し品質を識別しやすくするという家庭用品品質表示法の趣旨・目的とは異なるものと考えています。	7

化学物質排出把握管理促進法	15 ページ 414 行「化学物質排出把握管理促進法」 事業者だけではなく、家庭から出る香り付きパーソナルケア製品の化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれる移動量の集計を行い、環境の保全上の支障の未然防止を図ることを求める。	「化学物質排出把握管理促進法」は特定の化学物質の排出量や移動量を把握すること等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とするものであり、指定化学物質の使用等を禁止するものではありません。なお、家庭から環境中に排出される第一種指定化学物質の量は国による推計・公表がなされています。	1
	PRTR 指定物質は日用品には使用しないという規制が必要。業務用にだけに課している SDS 制度を日用品や雑貨にも適用。事業者の製造した商品を消費者が家庭で使用した場合の排出量も含めて届出すべき。		3
	流す前提の日用品に、PRTR 制度指定成分を使わないでほしい。		18
環境基準 ／大気汚染防止法／水質汚濁防止法	P15. 423-441 行 大気汚染防止法も水質汚濁防止法も工場や事業所に対するものだけで、一般家庭には適用されません。隣家の薪ストーブの煙害や香害で窓も開けられず、家庭菜園の作物さえも食べられなくなっている人がいる現状をどのように改善されるおつもりでしょうか？ 現在 PFAS の地下水汚染が顕在化していますが、香料や抗菌剤、マイクロカプセルに関しても同じ事が起こり得ると懸念しています。戻ってきても安全な成分だけを日用品や雑貨、家庭用品として使用していくことを、国民に広く意識させるための法整備が必要です。水は、水としてのカタチだけでなく水蒸気としても動き、口からだけでなく呼吸からも皮膚からも有害成分を「媒介」するような形で私たちの体に入り込みます。界面活性剤成分が残っていれば細胞膜をより通過しやすく、体内の脂肪等にも結び付きやすいことになるでしょう。予防原則を導入し国民と国土、空気を守っていくことが急務です。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	423 行「大気汚染にかかる基準として(中略)」 437 行「環境基本法」 16 ページ 444 行「水質汚濁防止法」 家庭から排出される香り付きパーソナルケア製品に含まれる化学物質の調査、規制を求める。		1
	431 行 工場における煤煙の排出等を規制しているが、家庭から出る香		1

		り付きパーソナルケア製品に含まれる臭気、化学物質、TVOC等、大気汚染物質の調査及び評価、規制を求める		
	土壌汚染対策法	453 行「環境基本法」/460 行「土壌汚染対策法」 マイクロカプセルが使われている香り付きパーソナルケア製品による環境汚染などの調査、評価を求める。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	農薬取締法	p16. 467-479 行 農薬も同じ構図があります。主成分のリスクだけでなく製品出来上がる際に使用される添加剤、界面活性剤、それらを包むマイクロカプセル化技術、プラスチック粒剤のマイクロプラスチック問題、下水汚泥に含まれる重金属や化学物質、香料や抗菌剤、マイクロカプセル問題も含まれます。 全ての物質は地球上を巡回します。戻ってきても良いもの、誰にとっても安全な物を使用していくことを基本としなければ、次世代以降への悪影響は払拭出来ないと思います。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
		P16 468- 「人の健康や環境に対して安全と認められたもの」とあるが、安全性を証明できる農薬はない。生き物を殺し（有用菌も）、植物を枯らす農薬は人体に世代を継いで蓄積する。全ての農薬は人体・環境に影響するという認識を持って規制してほしい。諸外国は残留農薬基準値を厳しくする方向だが、日本は逆に緩和しているのはどういう訳か。食品中、水道水中の基準値は先進諸国並みにするべき。		2
	ダイオキシン類対策特別措置法	P 17. 486 行 一般家庭の薪ストーブからのダイオキシン測定は行われていません。薪ストーブを取り締まる法律はありません。前述の大気汚染防止法は適用されません。煙突の精度の規定もありません。なんとかしてください。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	シックハウス問題	「学校保健安全法」に基づき VOC について学校における基準値を定められているとあるが、生徒が居ない時に測定するだけでなく、生徒が室内に居る状況でも測定するべきである。公共施設には人が入っている条件での室内環境測定を複数回行い（時間や曜日、季節を変えて）衣類や化粧品、持ち物等から揮発する化学物質の抑制を促す行動を早急に行うべきです。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	6

		「建築基準法」「建築衛生法」「学校保健安全法」 香り付きパーソナルケア製品等から揮発する TVOC を調べ、安全基準等の議論検討を定めるべき。		1
	事故情報データベースシステム	P18 550- 「事故情報データベースシステム」に期待する。必ず商品名、メーカー名を明記してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
ターゲット A3		(付属書・ターゲット A3) 社会との対話を行う「レスポンス・ケア」活動に関して推進と するだけでなく、定期的(年1回でも)な対話実行する事を義務 化するべきと考えます。市民団体や一般消費者からの指摘につ いて無視したり抑え込むような事例がなくなるようその対話の 状況の発信と合わせ義務化を望みます。	付属書 A については化学物質と環境に関する政策対話におい てとりまとめられたものであり、今回の意見募集の対象外とな っています。	1
ターゲット A6		化学物質過敏症や香害による健康被害もこの中毒センターに 通報・取り扱える様にしてほしい	中毒情報センターでは、急性中毒についての情報提供等を行 っています。健康被害全般の通報窓口ではございません。	2
ターゲット B1		661 行：化学物質過敏症の患者数は年々増加しています。化学 物質過敏症専門病院やクリニックで実感しています。化学物質 過敏症患者だけでなく、化学物質についての知識を十分に持 ち合わせない国民も化学物質の特性に関する包括的なデータ・ 情報に容易にアクセスできるように IT を利用し、利便性の良 いデザインで作成されるようにまた、周知されるように切望し ます。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
ターゲット B2		「製品のサステナビリティ情報を、ライフサイクルを通じて確 認できる枠組み・取組の中において、化学物質情報が合わせて 取り扱われるような仕組みの導入」において、「情報の企業機 密性に考慮しつつ」という表現を加え、以下のように改良して はどうか：「製品のサステナビリティ情報を、ライフサイクル を通じて確認できる枠組み・取組の中において、情報の企業機 密性に考慮しつつ化学物質情報が合わせて取り扱われるよう な仕組みの導入」。 理由：循環経済推進においてより一層情報開示が求められる 中、日本の競争力や技術力を維持・向上させるために企業秘密 への考慮がより一層求められるため。	「情報の企業機密性」については、当該仕組の導入に向けた検 討において考慮される要素の一つと思われますが、本取組事項 の記述としては原案のとおりとさせていただきます。	1

	製品中の化学物質成分情報の開示に関して、産業界の自主基準の制定を待つのではなく、各国の研究や情報も参考に環境省の責任で基準値を制定するべきと考えます。	いただいた御意見は、製品含有化学物質の情報伝達に関する今後の施策の参考とさせていただきます。	5
	PRTR 制度だけではなく労働安全衛生法による人の健康リスク削減に向けた取り組みも追記してはどうか。 理由: ターゲット B3 は環境リスクに特化したものではないため。	ターゲット B3 は化学物質の排出・放出、生産等のデータに関してのものでありますので、原案のとおりとさせていただきます。	1
	chemSHERPA の電子機器分野における CiP (化学物質情報プラットフォーム) の役割が言及されていますが、これが RBA (責任あるビジネス連盟) のプロセス化学物質に関する世界的な取り組みとどのように連携できるかについて、詳しく説明することを検討してください。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
ターゲット B4	QSAR や WoE に関するパラグラフの最後に、「これらの取組を通じて得られた知見を、国内法の合理的な運用に活用していく」を追加してはどうか？ 理由: 部分的に目的として、「新規化学物質の審査」や「リスク評価の効率化、高度化のため」と書かれているが、海外の先進国に比べ日本の QSAR や WoE の法令での活用が遅延しており、化学産業の市場展開において審査時間 や試験費用が増加する等、障壁となることがあるため。	ご指摘を踏まえ、P24 L767-768 に「これら評価手法の開発・活用に向けた検討を引き続き精力的に推進する。」を追加しました。	1
	p 23. 742- p 24. 749 行 環境リスク初期評価を実施しているとあるが、どこに公表されているのでしょうか？環境リスクが相対的に高い物質を抽出する基準は何なのでしょう？国民生活センターに寄せられている声は何の影響もないのでしょうか？748-749 行の環境リスクの実態を考慮した評価だけでなく、規制を試行出来るような柔軟性を持った対応を加えて頂きたいです。	環境リスク初期評価の結果は環境省 HP にて公表しています。 https://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html また、環境リスク初期評価において、「詳細な評価を行う候補」及び「関連情報の収集が必要」と評価された物質については、関係部局等との連携と分担の下で、必要に応じた対応（「詳細な評価を行う候補」とされた場合には、より詳細なリスク評価の実施等、「関連情報の収集が必要」とされた場合には継続的な環境濃度の監視、より高感度な分析法の開発等。）を図ることとしています。	1

	769-774 行 複数化学物質の影響評価を早急に行って頂きたいです。揮発性有機化合物が紫外線や他の化学物質との反応で、他の物質（未知の物質 X）が生まれている事が報告されています。この根拠から、室内環境測定では個々の物質 13 項目ではなく T V O C を重視していただきたいと思います。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
ターゲット B5	p 26. 819 行 ケミココでは 5000 種類の化学物質についてのデータベースがあるという事ですが、日進月歩の現在、毎日のように新たな化学物質が生まれ、洗剤や柔軟剤も季節ごとに新製品が販売されているような現状では、情報量として不十分だと思います。新発売される商品の全成分をケミココに開示することを義務化し、GHS 絵表示を含め安全性や有害性を調べられるような物にして頂きたいと思います。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	付属書 A のターゲット B5 で、「環境モニタリング結果に基づく、周辺住民への注意喚起等の取組」ではなく、「環境モニタリング結果に基づく、飲用防止などの注意喚起等の取組」に差し替えてはどうか。 理由：出典（政策対話準備会合の資料 2）を確認すると、PFAS の基準値超過 に伴う水の飲用に関する注意喚起であるため。	付属書 A については化学物質と環境に関する政策対話においてとりまとめられたものであり、今回の意見募集の対象外となっています。	1
ターゲット B6	家庭用の合成洗剤・柔軟剤・消臭スプレー等（一般消費者向け日用品含む）にも GHS（絵）表示を付けるべき。更に日用品メーカーにはすべての含有物質の開示をするように義務付けしてほしい。	GHS については、P26 ターゲット B6 において記載した取組に基づき推進していきます。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	130
	p 26. 852-858 行 職場のあんぜんサイトの GHS や SDS は非常に有用だと思いますが、消費者向けの情報提供に関し、業界団体の自主的な GHS ではなく、法的に義務化し、GHS 絵表示成分を使用した家庭用品に関しては第三者機関による安全性の確認を行う事が必須としなければならない現状がある。 また、安全性の確認されている代用品（例. コンパクト洗剤の代用品は無香料石鹸）を示さなければ消費者は日常生活に困ってしまうので、	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

	安全性の高い物を推奨し、出来れば補助金を出す等して、有害成分の使用量を減らすための予算を使う事も必要である。ゆくゆくは下水処理や浄水場の装置の負担軽減にもつながり長期的視野からすれば必要な投資で安上がりになる。		
	856 行目から 858 行目の記載「また、消費者向けの情報提供に関する業界団体による自主的な GHS ラベル表示のガイドライン作成等の取組も進められているところ、化学物質アドバイザー制度の活用促進を通じた中堅・中小企業支援等に取り組む」を削除いただきたい。 理由：該当する業界団体では、現在、「自主的な（GHS ラベル表示）」から「商品安全表示図記号」の促進へ移行しており、今後の実行計画との齟齬を生じる可能性があるため。また、文章前半の取組と、後半の中堅・中小企業支援 とに関係性、連動性がないため。	当該記述は令和 6 年に閣議決定された第六次環境基本計画に盛り込まれているものであり、原案のとおりとさせていただきます。	1
	27 ページ 856-858 行。並びに、「付属書 A」5 ページの「ターゲット B6」について。 （意見） GFC 国内実施計画案の策定に際し、当初は声をかけていた消費者庁表示対策課が会合メンバーから抜けたことに疑問を感じていた。計画案と付属書 A の当該箇所を読むと、消費者庁が GHS 表示を消費者製品に義務付ける方向性になっていないことがわかり、落胆している。 「戦略的目的 B」の「情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で全ての人に入手可能である」を実現するためには、一般消費者向けの化学製品への GHS 表示は必須である。合成洗剤を例に取る。GHS 表示をみれば、危険有害性のある化学物質が含有されていることが一目でわかる。翻って、業界の安全図記号は、消費者に使用法を指示するものであって、製品が含有する化学物質の情報ではない。安全図記号からは、健康や環境への影響が少ない意思決定と行動を行う情報が得られない。安全図記号は、GHS 表示とは方向性が異なる表示であり、GHS 表示の代わりには全くなならない。 GFC を達成するために、環境省は、消費者庁と共に産業界に働きかけて、2030 年までに GHS 表示を行うように法整備を含めて行っていくべきであり、自主表示にしろ GHS 表示の導	GHS については、P26 ターゲット B6 において記載した取組に基づき推進していきます。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

	入を指導・慫慂していくべきであると考える。 計画案の19ページ、567行-「家庭用品品質表示法」の項目内には、「必要に応じて、表示の見直しを図っていく」の文言がある。家庭用品へのGHS表示こそ、これに該当するものである。 PRTTR制度において、家庭から排出される第一種指定化学物質のうち、3分の2が、合成洗剤関連の化学物質である。家庭用品にもGHS表示があれば、環境や健康に配慮するエシカル消費の観点から、合成洗剤を控える動きが進み、第一種指定化学物質の削減を促すことが可能である。昨今、大きな社会問題になっている、柔軟剤・合成洗剤等の香料・抗菌成分・界面活性剤等による健康被害である「香害」を抑止する効果も期待できる。 GHS表示は国際的に共通であることから、情報が、増加する外国人訪問者や在留外国人など「全ての人に入手可能」という目的にも叶うものである。 既に、EU域内では、合成洗剤へのGHS表示が導入されている。なお、日本国内においても、グローバル企業であるP&G社の台所用洗剤（ジョイ）にはGHS表示が施されている。（外しそびれているのかもしれないが。）業界側が、GHS表示を全否定しているわけではないのであるから、この件に関しての環境省のイニシアティブを期待している。 以下、補足情報としてお伝えする。この3月19日、1月に消費者庁が募集していた、第5期消費者基本計画案に関するパブコメ結果が公示された。（消費者基本計画が閣議決定された翌日に。）分野別意見数では「柔軟仕上げ剤等の香料等の影響」（香害）が第二位の1109項目とあるほか、「その他（GHS表示、エシカル消費、デジタル化等）」が735項目とある。にもかかわらず、概要として公開されている意見の中には、「消費者基本計画内に香害対応を盛り込むべきだ。合成洗剤にもGHS表示を行うべきだ」という、多く寄せられたはずの意見が見当たらない状態である。消費者庁の対応に疑問を抱いている。 今回のこちらのパブコメにも、香害被害者の悲鳴のような意見が寄せられることと思う。環境省のご担当者の方々には、善処を賜りたくお願いしたい。 内閣府食品安全委員会・消費者庁・経産省に任せていては、国民の健康も環境も守れない。	
--	--	--

ターゲット B7	p 27. 870-877 行 既に有害性が明らかな成分のみの分析となっているであろうことが予想されるが、既に水道水からも人工香料臭を感じている。市民からの指摘に真摯に向き合い、混入物質の特定にも積極的に動く機関を創設？または既存の施設の活用を促して頂きたい。	当該調査は環境省内の化学物質規制を担当している部署からの調査要望やストックホルム条約の対象物質等に基づき対象物質の選定を行っています。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	学校に通う児童を対象にした全国的な調査を早急に行ってほしい。また、何らかの悪影響が出た時点ではなく、早急な対応や国民への予防原則とした注意喚起が必須だと思う。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	3
ターゲット C1	高懸念物質については、2026 年 1CCM6 で議論される計画だが、国際的な問題を論ずるよりも先に、日本国内で問題になっている有害化学物質に起因する問題への取り組みを進めていくべきである。	国内における懸念課題への対応に関しては、P29 L949 にて、「化学物質と環境に関する政策対話」等の市民や産業界等の参加・対話の場を通じて、各主体が懸念している化学物質に関する課題について収集・分析し、理解を深め、課題解決に貢献する取組を進めていく。」と記載してあります。	1
	“アドバンストマテリアル、微細なプラスチックや関連化学物質等、新たな懸念物質群について”という表現において「新たな懸念物質群」ではなく「新たな物質群」に差し替えてはどうか。 理由：アドバンストマテリアルや微細なプラスチック等はすべてが懸念物質ではなく、安全性が確認されればその利用により豊かな生活をもたらす技術・イノベーションであるため。	ご指摘を踏まえ、P30 L967-968 の記述を以下のとおり修正しました。 「併せて、アドバンストマテリアル、微細なプラスチックや関連化学物質等についても知見の充実に努める。」	1
	「これまで SAICM で取り上げられてきた新規政策課題及びその他 懸念課題に引き続き取り組む」ことに大いに賛同する。 理由：SAICM で取り組んだ課題がいくつか残る中、いたずらに新たな課題を探すよりも、残された課題を確実に進展させることが急務と考えるため。	ご賛同ありがとうございます。	1
	近年海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックによる生態影響が懸念されてる。環境中で吸着する化学物質についても問題となっており、環境省でも検討が進んでいると認識している。まさに新しい懸念課題であり。マイクロプラスチックに言	P30 L967-968 に「微細なプラスチック」について記載してあります。	2

	及する項目があっても良いのではないか。 プラスチック条約の制定に向けて、日本国内での取り組みを加速すべき。		
	ナノマテリアルを懸念物質として優先的に取上げ、健康被害の原因となる化学物質の流出を食い止めるべき。日本国内で問題になっている有害化学物質に起因する問題への取り組みを進めていくべき。	P30 L966-968 に「ナノマテリアル」について記載してあります。	3
	ナノマテリアルについては、香害が喫緊の課題であると考えます。現在、香り持続目的のマイクロカプセル等の乱用が契機となり、化学物質過敏症を発症する人が激増しています。優先的にこの問題を扱い、環境中に健康被害の原因となる化学物質の流出を食い止めて下さい。これ以上の被害者が出ないように努めていただきたい。	P30 L966-968 に記載のとおり、ナノマテリアルについては環境リスクに関する知見の集積を図ってまいります	1
	マイクロプラスチックに言及する項目があっても良いのではないか。柔軟剤・合成洗剤等の日用品やパーソナルケア商品にマイクロプラスチック（マイクロカプセル）を使うことを即刻禁止・規制してほしい。使用による環境汚染や人体汚染について、実態把握を進めていくべきである。	P30 L967-968 に「微細なプラスチック」について記載してあります。	12
	PFAS（有機フッ素化合物）については、POPs 条約で規制されている 3 物質についての水質基準を引き下げるべきである。	P29 L954-958 に記載のとおり、「PFAS に関する今後の対応の方向性」を踏まえて安全・安心のための取組を進めることとしています。PFOS 及び PFOA については、内閣府食品安全委員会の評価書等を踏まえ、水道法に基づく水質基準への引き上げ等の方向性を、今春を目途にとりまとめます。PFHxS については、リスク管理方策に関する知見が不十分であり、また、内閣府食品安全委員会の評価書においても現時点では指標値の算出が困難と判断されていることから、存在状況等に関する更なる知見の収集を進めてまいります。	2
	EU では、予防原則の考え方に基づき、規制されている。日本も EU の規制の根拠にされている知見をもとに、規制すべきである。	EXTEND2022 の下、欧州含め、国内外の知見を収集し、内分泌かく乱作用に関する評価の方策の提案を目指してまいります。	1

	日本では環境モニタリングが十分に実施されていない。黒本調査項目に加えて、環境残留性医薬品に関する日本の河川や海域の底質の汚染実態を明らかにしていくべきである。	環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影響に着目して生態毒性及び存在状況に関する知見を充実してまいります。	1
ターゲット D2	「化学物質の製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化」と書かれているが、「原料調達から製造、使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた人の健康及び環境のリスクの最小化」がより適切であると考えられる。 理由：今後の資源枯渇性への対応、海洋ごみ等廃棄物管理の強化等をふまえると、化学物質管理は製造から廃棄だけでは十分とは言えないと考えられるため（2020 年 1 月 30 日の政策対話においても、北野先生からの話題提供において、資源枯渇性への対応として非枯渇性原料の重要性が共有されました。また 2023 年 12 月の政策対話では浅利先生より循環経済・循環社会の重要性が共有されました。）また化学物質がもたらすリスクの対象としては環境だけではなく人の健康も同等に重要であるため。	広義には「製造」に調達も含まれると理解できることから、原案のとおりとさせていただきます。	2
	政府が進める各主体の取組との連携として各種支援が列記されているが、経済的な支援に関する表現を加えていただきたい。 理由：基盤の整備の中には、法規制の整備だけでなく、各主体の取り組みを推進するための資金調達の支援を含めていただきたいため。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	環境負荷の高い成分を含む商品には、メーカーに GHS ラベルなどで有害性を明確に表示することを義務付け、消費者が環境を意識した選択、買い物ができるようにしていただきたい。また、環境税などを上乗せし、税収を環境保全に役立てるなどすべき。	ターゲット D2 は「ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する」ものですので何らかの義務を課す政策は想定されていませんが、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

ターゲット D4	消費生活用品で、特に経口・経皮吸収される恐れが高く、毒性が高いものを優先取り組み物質としてリストアップし、代替物をして、代替が進むように促すことが必要ではないか。リストアップするだけでも一般市民に対する啓発効果があると思う。	製品の安全確保策の一つとして、より安全な代替物質が優先されていくように促すことも重要であり、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	2
ターゲット E2	P3.1108- 化学物質国際対応ネットワークが本当に機能しているのであれば、香害はもっと早くに終息しているはずですが、むしろ悪化の一途を辿っているだけです。経済を優先しているつけが回っているのが現状です。化学物質使用を削減する方向に向かわなければ今後新たに生まれる化学物質の有害危険性の確認に翻弄されるだけです。思い切った規制が必要だと思います。	「化学物質国際対応ネットワーク」は、諸外国の化学物質法規制に関する理解促進と制度調和化のための情報提供、情報・意見交換を目的としているものであり、国内規制の強化を意図したものではありません。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
ターゲット E3	電子ごみ (E-waste) については、アフリカでは、電子ごみの山に野焼きして、むき出しになった銅線等の有価物を取り出し、生活費としている実態がある。これは大人だけでなく子供も行っている。当然、彼らには人体に有害な NOx や POPs・水銀などの重金属等を吸い込んでいるという認識は乏しいだろう。このように、途上国の電子ごみについては、廃棄物管理という環境政策面での取り組み (WHO など) だけでなく、貧困問題 (UNHCR など) や教育問題 (UNESCO など) と連携した取り組みが必要である。	御指摘のとおり、化学物質管理が遅れている途上国を含む諸外国等における化学物質管理の強化に向けて、我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を推進していくためには、関連する国際機関との連携や多面的な取組が必要であり、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	代替物質を特定するためのイノベーションファンドの設立を検討してください。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
	“途上国”を“発展途上国”に置き換えてはどうか。 理由:“発展途上国”の中に、新興国と後発途上国が含まれるため。	新興国に関しては、「化学物質管理が遅れている」とは必ずしも言えない国も含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。	1
ターゲット E4	化学物質マネージャーの研修イニシアティブについて、日本の電子機器産業に部品を供給している他国の電子機器分野との情報共有の取り組みを検討してください。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
ターゲット E6	p36.1221 シナジー効果に触れていますが、化学物質を規制し、より安全な物を国民に広く周知し使用を促す事で、健康被害も減り、環	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

	境改善につながり、農業問題も含めた改善がみられる事で現在は佐渡だけの朱鷺が全国の空を飛ぶことにもつながります。内分泌かく乱物質の削減で不妊症治療が減り、医療費も削減、少子化のスピードも緩み、子を産み育てやすい環境が作られていく事になります。 子どもが生まれない環境を整えてきた日本はここで大きく舵を切って、未来の子どもたちを守る環境づくりを最優先課題とすべきです。まずは手始めに洗剤や柔軟剤、シャンプー類などの日用品の見直しやマイクロカプセルやシクロデキストリン等の徐放技術の禁止、無香料品や無香料石鹸・無香料アルカリ剤の推奨と助成金の予算確保を行い、国をあげて無香料化無添加化に誘導すべきです。 誰もが安心して呼吸出来る空気、薪ストーブや香害で窓を開けられない人がいない日本にしてください。そして水道水にマイクロカプセルやマイクロプラスチックが入り込まないような環境整備の意識を国民に危機感を持って取り組むような政策を打ち出してください。化学物質に弱い化学物質過敏症の人たちが心地よく暮らせる場所は、誰にとっても安全で安心、豊かな土壌や空気が存在する場所になります。無香料無農薬特区を各都道府県に一か所ずつでも良いので作って下さい。 そこでは公共施設や公共交通機関、病院や保育園、学校も完全に無香料で、子どもたちも抗がん剤治療中の方も、妊婦さんも喘息や片頭痛持ちの方も症状の悪化が最小限に抑えられ心地よく暮らす事が出来ます。GHS 絵表示や化学物質の有害危険性について保育園や小学校のうちから少しずつ学ぶことで安全な日用品を選び、使いこなすことが出来るようになります。決して難しいことではありません。出来ない理由ではなくどうやったら実現できるのかを、賢い皆さんで考え、検証し、実行に移してください。 誰にとっても安全な国にしてください。よろしくお願いいたします。	
--	---	--

4. 全体的な御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	意見数
化学物質に携わる者としては「化学物質や廃棄物の有害な影響」に少々悪	該当箇所は原文で「harm from chemicals	1

意を感じます。「有害な化学物質や廃棄物の影響」に出来ないものでしょうか	and waste」となっていることから、原案のままとさせていただきます。	
「環境リスク」だけでなく、「人の健康リスク」へも配慮している印象をより強めることを提案する。 理由:「環境リスク」と「人の健康リスク」両面での低減に対する貢献が期待される中、「人の健康リスク」への言及が少なく、「環境リスク」に重点が寄った印象を受けるため。	個々の戦略的目的やターゲットの内容に沿って、環境と人の健康それぞれの取組を記述しているため、原案のままとさせていただきます。	1
「化学物質と環境に関する政策対話」の主体構成(58 と 127 行目)で、「金融」の有無が統一されていない。	ご指摘を踏まえ、金融を含めて、全体的な記述を統一しました。	1
カタカナ言葉が多い。	ご指摘を踏まえ、可能な限り、用語の差し替えを行いました。	3
298 行:「伝統的知識や先住民の知識体系」とありますが、「従来の知識体系及び地域固有の知識体系」の方が適切かもしれません。 307 行:「司法」(原文は「justice」)とありますが、環境正義の観点での「公平性」が適切ではないでしょうか?	いただいたご提案を検討しましたが、原文の文意を勘案し、原案のままとさせていただきます。	1
文案の中で、「主体」と「ステークホルダー」が混在しているので、どちらかに統一してはどうか? ちなみに、GFC の和訳(環境省)では「主体」に統一されている。	ご指摘を踏まえ、「主体」に統一し、マルチステークホルダーを「多様な主体」へ変更しました。	2
「部門」と「セクター」のどちらかに統一してはどうか?	ご指摘を踏まえ、「部門」に統一し、マルチセクターを「多様な部門」へ変更しました。	2
「国」「政府」「行政」のいずれかに統一してはどうか?	ご指摘を踏まえ、文脈に合わせて「政府」又は「我が国の政府」、「政府、地方公共団体」へと変更しました。	1
「キャパシティービルディング」、「能力構築」、「能力形成」について用語統一を検討お願いいたします。	ご指摘を踏まえ、可能な限り、全体的な記述を統一しました。	1
化学物質に関する事項は様々な法令ですでに規定されているため、この計画を作成した意義が読み取れない。内容も目新しいものはなく、法令の取り組みを続けるものばかりであることから、法令を体系的に表しただけで新しい取り組みはないとの理解でよいのか?	GFC という新たな国際的な枠組みに対して、その戦略的目的及び個別ターゲットを含め、どう国内実施を進めていくかという点に主眼をおいて取りまとめた計画になります。	1

目標が達成できなかったからより厳しい基準を設けていくことが明記されてません。罰則規定があってもいいくらいだと思う。	GFCは「法的拘束力のない自主的な枠組み」ですので、罰則規定は設けておりません。	1
「市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論も踏まえつつ」とありますがこの件に関しては今回のこのパブリックコメントが初耳です。こんな私たち国民ひとりひとりの生活にも密接に関係してくるような大事な話がその当事者たる国民が一切の議論から弾き出されてパブリックコメントだけで知らされてる状況というのはおかしくはありませんか？	環境省で行っている「化学物質と環境に関する政策対話」の第19回（R6年2月28日開催）と第20回（R6年11月1日開催）では、各主体によるGFC関連の取組について議論を行いました。会場での傍聴受付、ウェブ配信でのライブ中継も行い、御参加いただけなかった方々向けには当日の資料及び議事録を環境省HPにて公開しています。今後は、より多くの方々にご参加いただけるよう、周知徹底に注力していきます。	1
L100「2. GFC採択を受けた我が国の取組状況の概観 ②情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保意思決定を支援する知識やデータにアクセスできる状態の確保」 意思決定を支援する知識やデータにアクセスできる状態の確保について。素晴らしい取り組みだと思います。しかし活用されているか、また今後されるのかという点で疑問があります。ですので、GFCや化学物質データベースに親しめるように人気ゲーム、アニメとのコラボ等はいかがでしょうか。情報を探したいときにアクセスするのではなく、自然に知識に親しめることが重要だと思います。	御指摘のとおり、GFCや化学物質データベースに広く親しんでいただけるような施策を推進することも重要であり、いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

（２） その他、化学物質管理全般に係る御意見

その他、化学物質管理全般について、356件の様々な御意見をいただきました。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。